

リビングパートナー保険の補償内容

※保険契約者(不動産管理会社等)と弊社との保険契約に変更が生じた場合は、補償内容が変更されることがあります。

(1) 家財の補償

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
①火災、落雷、破裂・爆発	<p>損害の額(注1)(注2) 新価(再調達価額)(注3)を 基準にご契約金額を限度</p> <p>(注1) 貴金属、宝玉石および宝石 ならびに書画、骨董、彫刻 物その他の美術品(以下 「美術品等」といいます。) で1個または1組ごとの損 害の額が30万円を超える ときは、損害の額を1個ま たは1組ごとに30万円と みなして保険金をお支払 いします。</p> <p>(注2) 宅配物の場合で宅配業者 者の補償制度等による補 償があるときは、それらの 額を控除して保険金を支 払います。</p> <p>(注3) 美術品等については市場 流通価格を基準とします。</p> <p>【通貨、小切手、切手または印紙】 1事故1世帯ごとに20万円限度 【預貯金証書】 1事故1世帯ごとに200万円または家財 のご契約金額のいずれか低い額を限度 【乗車券等】 1事故1世帯ごとに20万円限度</p> <p>損害の額から自己負担額3万円を差し 引いた額をお支払いします。</p>
②風災・雹災・雪災 ※風、雨、雪、雹、砂塵などの吹込みによる損害は、住宅外部が風災・雹災・雪災によって破損し、その部分からの吹込みによって生じた場合に限りま。 ※雪災の損害は、複数の損害が別々の事故によることが明確でない場合は、1回の事故とします。	
③住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等 ・住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または住宅内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって、保険の対象である家財について損害が発生した場合	
④給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ ・給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(水があふれることをいいます。)による水濡れによって保険の対象である家財について損害が発生した場合	
⑤騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為 ・騒擾 およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象である家財について損害が発生した場合	
⑥盗難 ・盗難によって保険の対象である家財について盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合	
⑦通貨等の盗難 被保険者が入居する住宅内における次に掲げるもの(生活用のものに限りま。)のいずれかの盗難によって損害が生じた場合 ・通貨、小切手、切手または印紙 ・預貯金証書 ・乗車券等	
⑧水災 ・水災によって保険の対象である家財に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合や、その家財を収容する住宅が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったため、保険の対象である家財に再調達価額の30%未満の損害が生じた場合	
⑨不測かつ突発的な事故 ・不測かつ突発的な事故によって保険の対象である家財について損害が発生した場合 ※①～⑧の事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず含まれません。ただし、給排水設備自体に生じた事故を含みます。	

(2) 費用の補償

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
事故時諸費用保険金 ・上記①～⑧、⑨の事故により損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象である家財が損害を受けたために臨時に費用が生じる場合	損害保険金×10% 1事故1世帯ごとに100万円限度
残存物取片づけ費用保険金 ・上記①～⑧、⑨の事故により損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象である家財の残存物の取片づけに必要な取片づけ費用、取片づけ清掃費用および搬出費用が生じる場合	実際に支出した額 損害保険金の10%に相当する額を限度
地震火災費用保険金 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である家財が損害を受け、その家財を収容する住宅が半壊以上、またはその家財が全壊となり、それによって臨時に費用が生じる場合	ご契約金額×5% 1事故1世帯ごとに300万円限度
損害防止費用保険金 ・保険契約者または被保険者が、上記①の事故による損害の発生または拡大の防止のために、必要または有益な消火活動の費用を実際に支出した場合	実際に支出した額 地震火災費用保険金のお支払いの対象となる損害の発生または拡大の防止のために支出した費用を除きます。

(3) 借戸室修理費用の補償

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
借戸室修理費用補償 ・偶然な事故で借戸室が破損し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合(たとえば、給排水管の凍結や目詰まりで損害が生じた場合に、復旧に必要な修理費用を保険金としてお支払いします。) ※借家人賠償保険によって保険金をお支払いする場合は除きます。	実際に支出した修理費用の額 1事故につき裏面に記載の支払限度額を限度

(4) 賠償責任の補償

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
借家人賠償保険 ・被保険者の借戸室が次の事故により損害を受け、被保険者がその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担する場合 ①火災、破裂または爆発 ②盗難 ③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(水があふれることをいいます。)による水濡れ ④上記①～③以外の不測かつ突発的な事故	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ただし、1事故につき裏面に記載の支払限度額を限度</p> <p>賠償責任補償における被保険者は、次のいずれかに該当する方です。</p> <p>① 本人(入居者) ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ ①または②の別居の未婚の子 ⑤ ①が未成年者の場合または①～④までの者が責任無能力者の場合は、その親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって監督する者(それぞれの親族に限りま。)。ただし、その未成年者または責任無能力者に関する事故に限りま。</p> <p>⑥ ①～④以外の本人の同居人(賃貸借契約上の借主および同居人に限りま。)</p>
個人賠償保険 ・日本国内で被保険者が次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因して、法律上の損害賠償責任を負担する場合 ○被保険者が入居する住宅および同一敷地内の動産の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 家財の補償(2) 費用の補償(3) 借戸室修理費用の補償および(5) 特約に適用される「保険金をお支払いできない主な場合」
・ご契約者や被保険者等の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
・家財が被保険者が入居する住宅の屋外にある間の盗難(敷地内の宅配物に生じた事故、ドアロック交換費用補償特約を除きます。)
・家財の置き忘れや紛失による損害(家財の補償の場合のみ)
・保険の対象の欠陥による損害(借戸室修理費用補償の場合は「保険の対象」を「借戸室」とします。)
・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、割がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害(借戸室修理費用補償の場合は「保険の対象」を「借戸室」とします。)
・ねずみ食い、虫食い等による損害
・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の割がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損で、保険の対象ごとにそれが有する機能の喪失または低下を伴わない損害
・地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害(地震火災費用保険金を除きます。) など
- 上記に記載のほか、(1) 家財の補償⑨不測かつ突発的な事故(2) 費用の補償および(3) 借戸室修理費用の補償に適用される「保険金をお支払いできない主な場合」
・不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的な事故によって生じた損害
・詐欺、横領によって生じた損害
・土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
・電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
・コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器等に生じた損害
・移動体通信端末機器および携帯型電子機器(スマートフォン、タブレット、ウェアラブル端末、ノートパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー等)に生じた損害
・ドローンその他の無人航空機、模型航空機(遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもの)およびラジオコントロール模型等に生じた損害 など
- (4) 賠償責任の補償に適用される「保険金をお支払いできない主な場合」
・被保険者の職務に直接起因する損害賠償責任
・もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
・被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任(借家人賠償保険のみ)
・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害(借家人賠償保険のみ) など